

松山市少年ソフトボールリーグ連盟規約

第1章 総則

第1条 名称及び所在

本連盟は、松山市少年ソフトボールリーグ連盟と称し、事務局を事務局長所在地におく。

第2条 目的

本連盟は、松山市内の小学生を対象にソフトボールを通じ、体力増進、非行防止を計るとともに、少年たちの親睦とソフトボールの発展に寄与することを目的として、リーグ戦や各種大会、その他の事業を開催す。

第3条 規約の制定

- ①本連盟は目的達成のため、必要があれば別に規約を定めることができる。
- ②規約の制定及び改正は総会に諮り、出席者の過半数の賛成を要する。
- ③規約が上部団体の規約と重複する場合は上部団体の規約を優先する。

第2章 構成

第4条 連盟の構成

- ①本連盟の構成は趣旨に賛同し、加盟後は事務局を経て松山市ソフトボール協会への登録が認められ、会費を完納した小学生チーム及び関係者により構成する。(会費納付期限を過ぎて未納の場合は脱退^{トシテ、ナク})
- ②新しく加盟を希望するチームは総会での承認を得なければならない。

第5条 チームの構成

- ①チームの選手構成は原則として、第4条に定められた松山市内(同一小学校校区)の小学生とする。特例として本人の事情などで校区以外のチームに登録する場合は、理事長と当事者間の両チームの代表者の了解を得てどちらのチームでも登録することができる。ただし校区内に登録するチームがない場合の選手を登録する場合は、隣接する各チームの代表者の承認を得なければならない。通学する学校に登録するチームがある場合は原則校区外のチームでの登録は禁止する。
- ②チームの代表者、監督、コーチ及び選手をもって構成する。なお選手登録は各大会の定める運営規約による。代表者は各学校全体のチームを統括する者であること。
- ③統廃合や分離・転居などの理由で途中校区の変更があった登録選手は、その大会及び継続される大会終了まで参加を認める。(ただし、同一大会の中の2重登録はできない)
(①②③いずれも変更ある場合はすみやかに事務局に届け出ること)

第3章 会議

第6条 会議の開催

- ①定期総会 毎年度(1～3月)
- ②臨時総会 会長が必要と認めるとき、開催することができる。
- ③役員会 会長が必要と認めるとき、開催することができる。
- ④理事会 理事長が必要と認めるとき、開催することができる。

第7条 会議の運営

- ①総会は役員及び加盟登録学校の代表者(代理出席も認める)1名によって運営し、過半数以上の出席(委任状提出者を含む)をもって成立し、議案は出席者の過半数の同意(委任状は除く)をもって決定す。
- ②役員会及び理事会は3分の2以上の出席によって成立し、議案は出席者の過半数の同意(委任状は除く)をもって決定する。

第4章 役員

第8条 本連盟に次の役員をおく

- ①会長 1名
- ②副会長 若干名
- ③顧問 若干名
- ④理事長 1名
- ⑤副理事長 若干名
- ⑥事務局長 1名
- ⑦事務局次長 若干名
- ⑧理事 若干名
- ⑨監事 2名

第9条 役員を選出

- ①会長、副会長、監事は総会で承認する。
- ②顧問は関係機関及び松山市ソフトボール協会から会長が委嘱する。
- ③理事長は理事会の推薦または互選により選出する。
- ④副理事長、事務局長、事務局次長は会長または理事長の推薦か理事会の互選により選出する。
- ⑤ブロック理事は、各ブロックごとに代表者が互選する。
- ⑥その他の理事は会長の推薦者とする。

第10条 役員任期は1か年とし、途中交代の場合は残任期間とする。

第11条 役員は次の通りとする

- ①会長は本連盟を代表し、統括する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- ③理事長は理事会を代表し、統括する。
- ④副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその任務を代行する。
- ⑤理事は理事会に委任された事項を審議し、これを遂行する。
- ⑥事務局長は事務及び会計を担当し、これを遂行する。
- ⑦事務局次長は事務局長を補佐する。
- ⑧監事は会計を監査する。

第5章 会計

第12条 本連盟の経費は、会費ならびに助成金、寄付金その他の収入をもってあてる。

第13条 本連盟の加盟チームは、総会または各大会での定める会費を納入するものとし、脱退や大会参加中に出場できなくなった場合、納入した会費は返還しない。

第14条 本連盟の会計年度は1月1日に始まり12月31日に終わるものとする。

第6章 罰則

第15条 罰則

- ①本連盟の加盟チームならびにその関係者(指導者及び選手の保護者含む)が著しく 連盟の品位を汚したり、明らかに本連盟規約に違反したと認められる行為があった場合は、総会に諮り除名することができる。(緊急を要する場合は理事会に一任する)
- ②連盟の主催する試合において、連盟の指示や注意事項に従わなかったり、違反行為があった場合は理事会に諮り、理事長が出場停止などの措置を取ることができる。
- ③大会の会費や必要な書類などが、所定の日時まで事務局または指定された所に届かなかった場合は、その大会には参加を認めない。
- ④加盟チームが学校主催の行事または特別な理由なくして、決められた連盟主催の試合を放棄した場合は、連盟を除名する。

第7章 その他

第16条 推薦

本連盟を代表して各大会に参加するチームは、予選の有無に関係なく、役員会の推薦または承認を要し、理事長が通達する。(上部団体からの推薦による場合はこの限りでない)

第17条 その他

この規約に当たらない事例が生じた場合は理事会で検討するが、緊急やむを得ないと事務局が判断したときは、会長承認のもと理事長、副理事長、事務局長の協議決定に一任する。

第8章 付則

本連盟規約は昭和57年4月1日から実施する。

平成14年 1月24日改正
平成25年 4月 5日改正